

変 更 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作

大久保公告第0149号(令和7年2月4日)「大久保(6)駐屯地内樹木強剪定及び収集運搬処分」について、
下記のとおり公告の一部を変更する。

記

1. 第4項説明会及び入札執行の日時場所について

説明会日時場所:実施しない。

入札日時場所: 令和7年2月17日(月)11時00分 第397会計隊入札室

とあるを、

説明会日時場所:実施しない。

入札日時場所: 令和7年2月20日(木)10時30分 第397会計隊入札室

に変更する。

2. 公告添付の仕様書を、別添のとおり変更する。

陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号		1 / 2	
役務名称	大久保（６） 駐屯地内樹木強剪定 及び収集運搬処分	承認年月日	令和 7 年 2 月 3 日		
		作成年月日	令和 7 年 2 月 3 日		
		変更年月日	令和 年 月 日		
		作成部隊等	大久保駐屯地業務隊		

1 役務場所 京都府宇治市広野町風呂垣外１－１（陸上自衛隊大久保駐屯地）

2 役務期間 契約締結日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日（月）

3 役務概要
本役務は、以下に示す樹木を地上高 1. 5 m 地点で強剪定及び収集運搬処分の実施をするもの。

4 役務対象樹木

①樹高約 1 0 m	地上高 1. 2 m 地点の幹周 1. 5 ～ 2. 0 m	2 5 本
②樹高約 2 0 m	地上高 1. 2 m 地点の幹周 1. 5 ～ 2. 0 m	2 1 4 本
③樹高約 3 0 m	地上高 1. 2 m 地点の幹周 1. 5 ～ 2. 0 m	1 5 本

5 一般事項

(1) 本役務は、仕様書、図面並びに建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）により行うこと。

(2) 現場管理

ア 請負者は、本役務にあたり、隣接建築物その他に対し損害及び損傷を生じないよう養生を施すこと。万が一損傷させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負業者の責任において賠償するものとする。

イ 作業現場の風紀、衛生及び盗難予防については、必要な措置を施すと共に請負者の責任において管理すること。

(3) 作業時間は 0 8 : 1 5 ～ 1 7 : 0 0 とし、時間外及び休日は役務を実施してはならないものとする。休日は、土曜日、日曜日、祝日及び特に指定した日とする。

(4) 本役務は本仕様書及び図面に準拠し実施するものとする。また、本仕様書に明記なき事項であっても、当然実施すべき事項は請負者の負担において実施するものとする。

(5) 使用する器材等については、すべて請負者において準備する。

(6) 役務写真は、着手前、作業中、完了後、完了後隠蔽となる箇所、使用材料及び監督官の指示する箇所を撮影し、役務完了後に A 4 縦型カラー印刷した写真帳（様式不問）をクリップ留めで整頓し速やかに提出すること。

6 特記事項

(1) 本役務を行う者は造園工として、公園等の整備又は維持に従事した経験を持つものを従事させること。経歴書（様式不問）を、契約後速やかに監督官に提出すること。

(2) 本役務に伴い、諸施設の汚染又は損傷を与えた場合は速やかに原状に復旧するものとする。

(3) 本役務において疑義が生じた場合は、全て監督官と協議し、その指示に従うものとする。

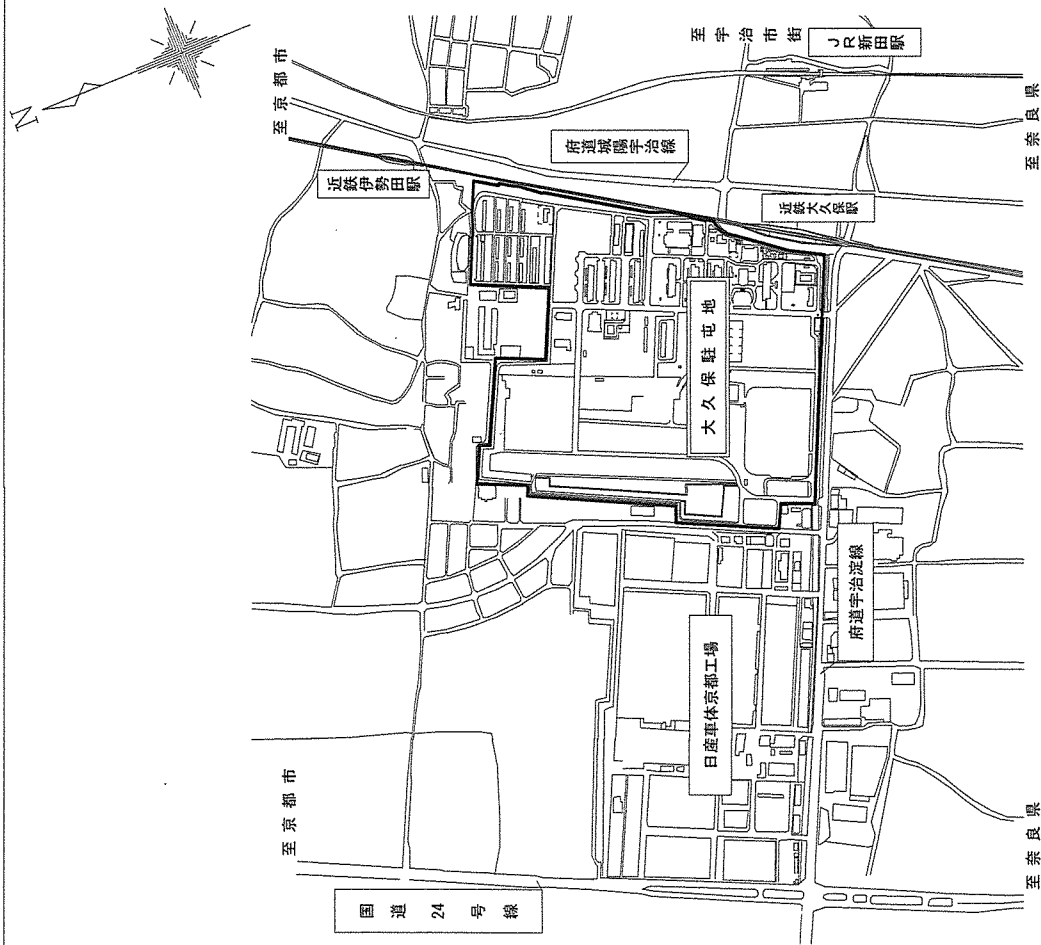
(4) 役務完了後すみやかに役務場所の清掃及び後片付けを行い監督官の点検を受けること。

(5) 請負者は、役務終了後、樹木の処分を実施した証明書（様式不問）を監督官に提出すること。

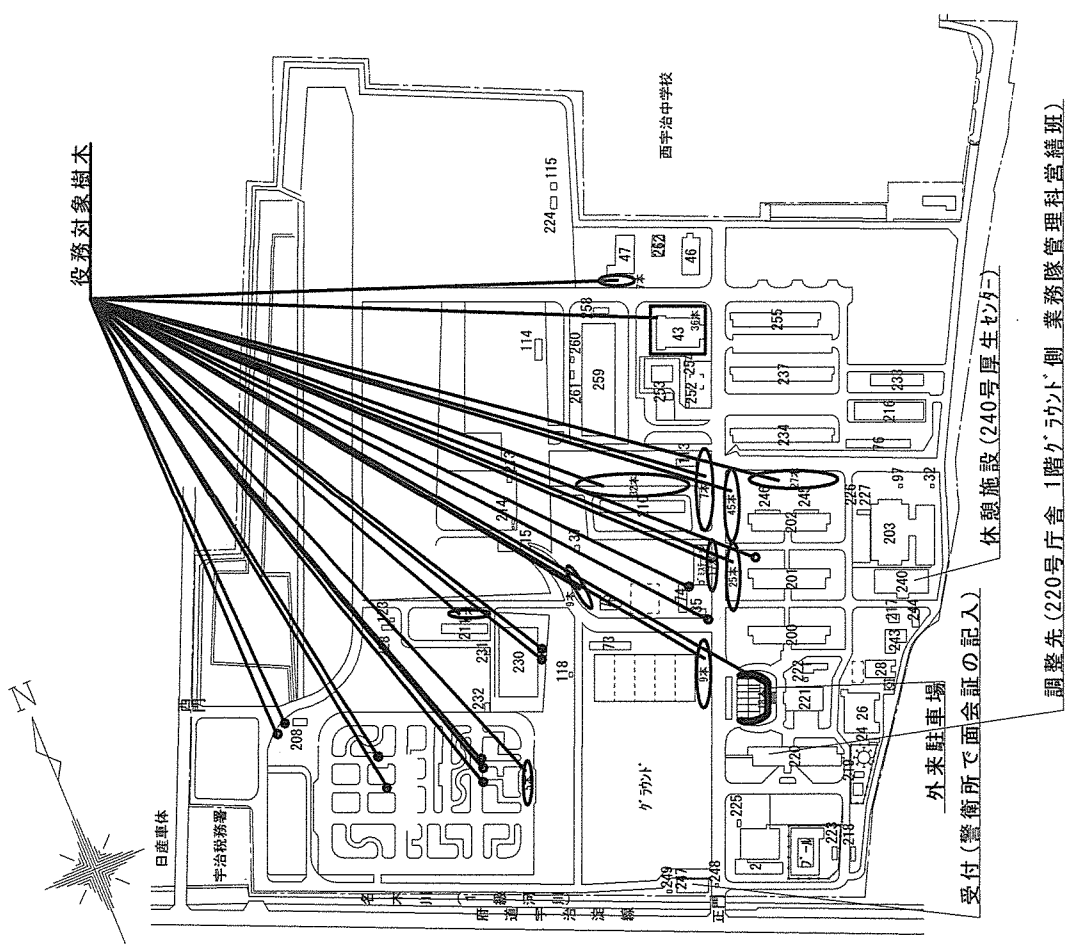
7 提出書類
監督官が指示する書類

8 検査等
検査官による樹木強剪定後の現地及び書類の検査を受け、合格をもって完了とする。また、手直し等が発生した場合は、手直し完了後、再検査を実施する。

駐屯地案内図



駐屯地配置図



役務名称	大久保(6)駐屯地内樹木強剪定及び収集運搬処分	図面名称	駐屯地案内図・配置図	縮尺	図面番号
		大久保駐屯地業務隊管理科営繕班		N. S.	2/2